

イギリスの対テロ法制に関する ヨーロッパ人権裁判所判例状況の現状と課題

Studies of the Case Law of the European Court of Human Rights regarding to the Anti-terrorism statutes in the UK.

佐藤 潤一 (SATO Junichi)

ヨーロッパ人権裁判所 (ECtHR) 大法廷 (Grand Chamber) に係属したイギリスのテロ法制に係る「判例」といえる重要性がある事件は少ない。本研究は *A. and Others v. the United Kingdom* (2009年2月19日、application no. 3455/05) 後のヨーロッパ人権条約 (ECHR) 2条、5条、6条、8条等に関する判決例を検討した。

① *Omar Othman v. the United Kingdom* (2012年1月17日)。本件は**国外追放 (expulsion) が公正な裁判を受ける権利を定める条約第6条に違反する**と判断した最初の事例である。ECtHRは、申立人がヨルダンに強制送還された場合、**再審で拷問によって得られた証拠が認められる危険性がある**と判断した。

② *Sher and Others v. the United Kingdom* (2015年10月20日) は、**イギリスのテロリスト被疑者に対する非公開審問手続は、条約5条4項に反しない**とした。イギリスの対テロ施策を追認した。

③ *Abdulla Ali v. the United Kingdom* (2015年6月30日) は、テロ実行犯とされた申立人が行った報道を問題視した訴え。ECtHRは、**不利な宣伝が陪審員に影響を与え、手続の結果に悪影響を与え、申立人の裁判を不当なものにしたことが示されておらず、条約6条1項の違反はなかった**と認定した。

④ *Ibrahim and Others v. the United Kingdom* (2016年9月13日 大法廷)。4人の申立人がいたが、最初の3人については最終的に訴えを認めず、4人目の申立人の**裁判の全体的な公平性は、弁護人の援助を受けずに行った自白が結果的に当該申立人を有罪にしたこと**によって損なわれなかったと結論した (条約第6条第1節および第3節 (c) 違反は認められない)。

⑤ *Beghal v. the United Kingdom* (2019年2月28日) は、**警察や入国管理局が港、空港、国際鉄道ターミナルで乗客を停止、搜索、尋問する権限を与えている2000年テロ対策法附則7の適用**に関係する。ECtHRは、**条約8条に違反している**と判断した。

⑥ *Armani Da Silva v. the United Kingdom* (2016年3月30日・大法廷) は、警察が自爆テロ犯と誤認したブラジル人が射殺された事件である。捜査に不適切な点はなかったとして条約違反を認めなかった。

以上のほか受理許容性が認められなかった判決として *Babar Ahmad and Others v. the United Kingdom* (2012年4月10日)、*Gulamhussein and Tariq v. the United Kingdom* (2018年4月3日)、*K2 v. the United Kingdom* (no. 42387/13) (2017年2月7日) がある。

できるだけ早い時期に論説として公表予定であるが、総じて想定していた以上に ECtHR が当事国の置かれた状況を判断するにあたり、人権規定の解釈のみによるのではなく、条約違反の認定に際しても、事実認定が丁寧に行われている。「判例」といい得る状況にあるかそれ自体が、本研究の「課題」である。なお 2019 年度は、公表済みの成果としては、「**第 3 章 ミラー判決と Brexit—EU 基本権憲章の今後と人権保障の課題—**」榊原秀訓編『現代イギリスの司法と行政的正義—普遍性と独自性の交錯』（日本評論社、2020 年 2 月、53-73 頁）がある。